

# 障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの 物品等調達優遇制度実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、県の機関（企業庁及び病院事業庁を含む。次条以下において同じ。）が行う物品等の調達において、県内の障がい者の雇用の促進及び福祉的就労の安定を図ることを目的に、三重県障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達方針に基づき障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等から優先して物品を買入れる場合、もしくは役務の提供を受ける場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等の調達 物品の買入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事、測量及び建設コンサルタント等に係るものは除く。）をいう。
- (2) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。但し、三重県の取扱方針に基づき、「障がい者」と表記している場合がある。
- (3) 障害者就労施設等 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等であって、県内に所在又は居住する次のアからエに該当するものをいう。
  - ア 就労支援事業所等 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当するものをいう。
    - (ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設
      - (イ) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター
      - (ウ) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
      - (エ) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な助成を受けている施設
    - イ 特例子会社等 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条各号に規定する事業所をいう。
    - ウ 在宅就業障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者をいう。
    - エ 在宅就業支援団体 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業

支援団体をいう。

- (4) 障がい者雇用促進企業 次のアからウまでのいずれにも該当する者をいう。
  - ア 三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第61条第1項に規定する競争入札参加資格を有する者
  - イ 県内に本店、支店、営業所等を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。）
  - ウ 県内の本店、支店、営業所等において、第4条第2項の申請を行う日の属する月の前月までの1年間の各月ごとの初日における、障害者雇用促進法第43条の規定により算定した雇用する障がい者の数の合計数が、その同じ期間の各月ごとの初日における同条の規定により算定した雇用する労働者の数の合計数に別表に掲げる率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以上である者。
- (5) 社会的事業所 三重県社会的事業所設置運営要綱に基づき運営される事業所
- (6) 共同受注窓口 三重県から三重県障がい者共同受注窓口事業費補助金の交付決定を受けている法人をいう。
- (7) 契約締結権者 知事、企業庁長、病院事業庁長又はその委任を受けて契約の締結権を有する者をいう。

（障害者就労施設等の登録届出等）

第3条 障害者就労施設等であって、第8条に規定する優先的取扱いを受けようとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 障害者就労施設等のうち、就労支援事業所等にあつては、就労支援事業所等からの物品及び役務の調達に関する要綱第4条の規定に基づく名簿への掲載をもって前項の登録とする。
- 3 障害者就労施設等のうち、特例子会社等であつて、第1項の登録を受けようとする者は、「特例子会社・重度障害者多数雇用事業所登録届出書（第1号様式）」を、知事に届け出るものとする。
- 4 障害者就労施設等のうち、在宅就業障害者であつて、第1項の登録を受けようとする者は、「在宅就業障害者登録届出書（第2号様式）」を、知事に届け出るものとする。
- 5 障害者就労施設等のうち、在宅就業支援団体であつて、第1項の登録を受けようとする者は、「在宅就業支援団体登録届出書（第3号様式）」により、知事に届け出るものとする。
- 6 知事は、前3項の規定による届出があつたときは、その内容を確認し、適格と認めるときは登録を行うものとする。

（障がい者雇用促進企業の登録申請等）

第4条 障がい者雇用促進企業であつて、第8条に規定する優先的取扱いを受けようとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 障がい者雇用促進企業で、前項の登録を受けようとするときは、「障がい者雇用促進企業登録申請書（第4号様式）」に「障がい者雇用状況計算書（第5号様式）」を添えて、

知事に申請するものとする。

- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、適格と認めるときは、障がい者雇用促進企業として登録を行うものとする。
- 4 知事は、前項の審査の結果適格と認められるときは、「障がい者雇用促進企業審査結果通知書（第6号様式）」により、当該申請者へ通知するものとする。
- 5 知事は、第3項の審査の結果不適格と認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（社会的事業所の登録）

第5条 三重県社会的事業所設置運営要綱に基づく社会的事業所であって、第8条に規定する優先的取扱いを受けようとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする社会的事業所は、「社会的事業所登録届出書（第7号様式）」により知事に届け出るものとする。
- 3 知事は前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、登録を行うものとする。

（名簿の公表）

第6条 知事は、第3条から第5条の規定により登録を行った障害者就労施設等、障がい者雇用促進企業、社会的事業所並びに共同受注窓口について受注可能な物品・役務の内容を付記した名簿を作成し、公表するものとする。

- 2 障害者就労施設等のうち、就労支援事業所等については、就労支援事業所等からの物品及び役務の調達に関する要綱第4条に規定する名簿の公表をもって前項の公表とする。

（障がい者雇用促進企業の有効期間）

第7条 障がい者雇用促進企業の登録の有効期間は、登録の決定を行う月の翌月1日から直近の8月31日までとする。

- 2 前項の有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとする者は、当該有効期間の満了の日の1月前までに、第4条第2項に規定する申請を行うものとする。

（随意契約における優先的取扱い）

第8条 契約締結権者は、随意契約により物品等の調達を行う場合であって、当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第1号に該当するときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、他の者に優先して、第6条に定める名簿により公表する障害者就労施設等、障がい者雇用促進企業、社会的事業所及び共同受注窓口から見積書を徴取する（三重県会計規則運用方針第74条関係の4の規定に基づき、見積書の徴取を省略し、電話での問い合わせ等により見積金額を提示させる場合を含む。次項以下において同じ。）よう努めなければならない。

- 2 前項の規定により見積書を徴取する場合、障害者就労施設等及び社会的事業所（以下「見積優先事業所」という。）を最優先するものとし、見積優先事業所で調達できないも

のは障がい者雇用促進企業を選定できるものとする。

- 3 前2項に規定する場合において、見積書を徴取する者の数は、予定価格が10万円以上の場合にあつては2者、予定価格が10万円未満の場合にあつては1者とするものとする。ただし、予定価格が10万円以上の場合にあつて、契約締結可能な者が1者しかない場合の見積書を徴取する者の数は、見積優先事業所にあつては1者、障がい者雇用促進企業にあつては、障がい者雇用促進企業以外の1者を加えた2者とする。
- 4 県の機関が、共同受注窓口と契約を締結し、見積優先事業所が供給する物品等の調達を行う場合においては、見積優先事業所からの物品等の調達として取り扱う。この場合、予定価格が10万円以上の場合にあつても見積書を徴取する者の数を、当該共同受注窓口1者とすることができる。

#### (変更の届出)

第9条 第3条第1項の規定により登録された障害者就労施設等（第3条第2項の規定により登録された就労支援事業所等を除く。）又は第4条第1項の規定により登録された障がい者雇用促進企業又は第5条第1項の規定により登録された社会的事業所において、当該登録の内容に変更が生じたときは、「登録内容変更届（第8号様式）」により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

#### (登録の取消及び名簿からの抹消)

第10条 知事は、第6条に定める名簿により公表する障害者就労施設等、障がい者雇用促進企業、社会的事業所及び共同受注窓口について、次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消し、名簿から抹消するものとする。

- (1) 第2条第3号、第4号又は第5号の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 正当な事由がなく前条の規定による届出を行わなかったとき。

2 知事は、前項第2号及び第3号の規定により登録を取り消した障害者就労施設等、障がい者雇用促進企業及び社会的事業所については、当該取消の日から起算して、2年間は登録を行わないものとする。

#### (調査)

第11条 知事は、登録を受けた者に対して、適宜必要な検査を行うことができるものとする。

#### (事務の所掌)

第12条 本要綱に関する事務は、第3条第2項、第5条、第6条第2項に係る事務及び第6条第1項に定める事務のうち社会的事業所並びに共同受注窓口の名簿の作成及び公表の事務は、子ども・福祉部障がい福祉課で所掌し、その他の事務は雇用経済部障がい者雇用・就労促進課で所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月5日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年3月31日までの間における第2条第4号の規定の適用については、同号中「第5条11項」とあるのは「第5条第12項」と、「第5条第25項」とあるのは「第5条第26項」と、「同条第13項」とあるのは「同条第14項」と、「同条第14項」とあるのは「同条第15項」とする。

3 改正前の「障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度実施要綱」(以下「改正前要綱」という。)第3条の規定により障がい者雇用促進企業として登録を行った特例子会社等については、改正前要綱第7条の登録の有効期間の間であって、改正後の「障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業からの物品等調達優遇制度実施要綱」(以下「改正後要綱」という。)第3条第3項の規定による届出がされるまでの間は、障がい者雇用促進企業として取り扱う。

附 則

この要綱は、平成26年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。ただし、改正後の第2条第6号の規定については、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月23日から施行する。ただし、改正後の第2条第4号ウ、第8条第3項、第12条、別表及び「障がい者雇用状況計算書(第5号様式)」については、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成30年8月31日までの間における第7条第1項の障がい者雇用促進企業の登録の有効期間は、平成31年8月31日までとする。

3 この要綱の施行の際、現に改正前要綱第4条第2項の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正后要綱第4条第2項の規定により提出された申請書その他の書類として取り扱う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。ただし、第8条第3項の改正規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月16日から施行する。ただし、別表については、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和5年8月31日までの間における第7条第1項の障がい者雇用促進企業の登録の有効期限は、令和6年8月31日までとする。

#### 別 表

申請回数	雇用すべき障がい者数の算定に係る率
初 回	2.5%
2 回 目	2.5%
3 回 目	3.2%
4 回 目	3.2%
5回目以降	4.0%

※ 申請回数は、平成16年4月1日の制度開始から通算した回数とする。